

令和3年度（令和2年度事業対象）

羽生市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書

令和3年8月
羽生市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	教育委員会の事務の点検及び評価方法の概要	1
3	点検及び評価の結果	
	Ⅰ 「学校力」信頼される学校づくりの推進	1
	Ⅱ 「学力」確かな学力を育む特色ある教育の推進	1 1
	羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する 基本方針の策定	1 3
	Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」 道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実	1 4
	Ⅳ 「地域力」生涯学習の推進と文化活動の活性化	1 9
	Ⅴ 「スポーツ」生涯スポーツの振興	2 9
4	学識経験者による意見書	3 4
5	資料編	4 3
6	おわりに	4 6

1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会は、毎年、その事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

羽生市教育委員会では、次のとおり令和2年度の事務の点検及び評価を実施し、その結果を報告書にまとめました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育委員会の事務の点検及び評価方法の概要

点検及び評価の対象は、羽生市教育委員会が令和2年度に取り組んだすべての事務・事業の実績とし、報告書は、平成31年3月に策定した第2期羽生市教育振興基本計画における施策の体系に沿って構成しました。

なお、この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する方に羽生市教育委員会事務点検評価員を委嘱し、所見等をいただきました。

3 点検及び評価の結果

I 「学校力」信頼される学校づくりの推進

(1) 教師力・学校力の向上

ア 主な取組

教職員の資質・能力の向上を目指し、人事評価制度を活用して個々の教師力を高めるとともに、共通理解を深めながらチームワークを高め、学校力の向上を図りました。

- ・「羽生市 小林秀三 教育賞」では、教育に対する情熱をもち、地道に活動している市内の優秀な教職員を表彰しました。また、「教育特別賞」を設け、熱心に教育活動に取り組んでいる優秀な教職員を表彰しました。
- ・「平成の田舎教師育成塾事業」では、各校の授業研究の活性化を目指しました。実践経験豊富な指導者を学校の要請に合わせて依頼し、各校で一人一人研究授業を充実できるようにすることにより、実践的な指導力の向上を図ることを計画しました。
- ・これまでも行ってきた学校やグループ、個人への研究委嘱も継続し研究を奨励しました。
- ・初任者研修や羽生市に異動してきた教職員を対象に、羽生市の伝統工芸「藍染め」体験を通して郷土の文化に触れ、幅広い教育活動のあり方を探りながら、自己の教育実践に役立てることを計画しました。
- ・学校に対する相談・支援する体制を整えるため、指導主事による「学校100回訪問」を実施しました。
- ・学校現場の教職員の校務負担軽減事業を推進し、出張の見直しを行いました。
- ・市内全小・中学校に学習支援員の追加配置を行い、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休業した分の学習の保障を行いました。
- ・市内小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒作業等に取り組み、教職員の校務負担軽減事業を推進しました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業期間中においても、家庭で学習に取り組めるよう課題を出したり、家庭学習の充実に役立てるサイトを紹介したり、登校日を設定したりするなどして、学びの継続に取り組みました。

イ 事務事業の評価

- ・「羽生市 小林秀三 教育賞」及び「教育特別賞」では、優秀な教職員を表彰し、ベテラン教職員の意欲や指導力を向上できるようにするとともに、若手教職員に対しても目指すべき目標を与え、指導力向上への意識を高めることができました。
- ・「平成の田舎教師育成塾事業」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。
- ・学校やグループ、個人への研究委嘱については、各校工夫を凝らした研究発表を行うと共に研究紀要を作成し、その取組を紹介しました。
- ・藍染めの体験学習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。
- ・指導主事による「学校100回訪問」では、担当校はもとより多くの学校を訪問することで情報を集め、指導主事が連携しながら、学校からの相談に対応し、支

援する体制を整えました。

- ・出張の見直しを行ったことにより、教職員の校務負担の軽減に寄与することができました。
- ・市内全小・中学校に学習支援員の追加配置により、遅れていた分の学習保障を行うことができました。
- ・市内小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消毒作業や文書の印刷などの事務作業、校内環境設備に取り組み、教職員の校務負担軽減を行うことができました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業期間中においても、オンライン配信、動画配信、臨時登校日の設定など、学校ごとの特色を活かした学びの継続に取り組むことで、学校再開後、児童生徒が滞りなく、学校生活に戻ることができました。

(2) 学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり

ア 主な取組

「地域人材による学校支援事業」及び「羽生市学校運営協議会」等を通して、地域と学校との連携を促進しました。羽生市では全小・中学校に地域の力を結集するための「学校応援団」が組織されており、「学習応援団」「環境応援団」「安全応援団」等に分かれて、特色ある学校づくりのために御協力いただいています。

また、平成28年度より羽生市学校運営協議会を制度化し、川俣小学校におけるモデルケースを参考に、平成29年度は市内6小学校で、平成30年度は全小学校で、そして、令和2年度は全小・中学校で「地域とともにある学校づくり」のための取組を進めました。

各小学校においては地域の老人会等の協力を受け、登下校時の児童の見守りを実施しました。

さらに、各学校において、地域の力を活用した事業を実施しました。(PTAの協力による消毒作業の実施など)

イ 事務事業の評価

市内の各学校において、登下校の見守り活動をはじめ、「みどりの学校ファーム」の指導、部活動の指導など様々な分野で家庭・地域の連携を進めました。

羽生市学校運営協議会の取組では、各学校の実情に応じ、学校と地域が連携してどのような取組ができるかを主体的に考えました。令和2年度より全小・中学校で実施となり、地域に開かれた学校づくりを推進しています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校における体験活動等は中止となる

ことが多かったですが、今後は地域の感染状況を踏まえながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に講じつつ、活動可能な取組の実施を検討していきます。

市民等から寄付していただいたフェイスシールドやマスク等を児童生徒や教職員に配付し、活用を図ることにより、様々な学びの継続を行うことができました。

(3) 教育環境の整備・充実

ア 主な取組

(施設・設備の適正な維持管理)

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、南中学校屋内運動場天井材落下防止ネット設置等工事、東中学校屋内運動場天井材落下防止ネット設置等工事のほか、市内小・中学校各施設の改修や修繕を実施しました。また、計画的な施設整備を推進するため、南中学校校舎B棟大規模改造工事の実施設計を委託しました。



工事が完了した南中学校屋内運動場

令和元年度に国が掲げた「GIGAスクール構想」の実現を目指し、市内全小・中学校に高速大容量の情報通信が可能なネットワーク環境を整備し、児童生徒1人1台のコンピュータ機器(端末)を充電・保管するための充電保管庫を設置しました。



「GIGAスクール構想」関連整備

(教材、図書等の整備の推進)

学校での教育活動を円滑に行えるよう、教材備品及び学校管理備品の整備を進めました。

学校図書館図書に関しては、学校図書館図書標準の標準冊数を達成することを目標に、各校の図書の整備を推進しました。図書標準冊数に達していない学校に対しては、予算の特別配当を行って不足分の購入を進めました。

また、学校と連携し、不要となった備品や学校図書館図書の廃棄を進めました。



学校図書館図書管理システム



図書の特設コーナー

学校間の校務用コンピュータネットワーク及び教職員用パソコンに関しては、市内小・中学校を対象とした情報セキュリティ監査及び教職員研修を実施し、学校の情報管理状況の把握と教職員の危機管理意識の向上を図りました。

令和元年度に国が掲げた「G I G Aスクール構想」の実現を目指し、児童生徒1人1台のコンピュータ機器(端末)を購入し、市内全小・中学校に配備しました。

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備を進めるため、インターネット接続環境の無い家庭への貸出用モバイルW i - F i ルーター、学校において遠隔授業を実施するためのウェブカメラ、大型提示装置(テレビ)を購入しました。



「G I G Aスクール構想」児童生徒用コンピュータ機器(端末)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施策として、学校における感染症対策にかかる消耗品、備品を購入しました。また、令和2年3月から5月までの学校の臨時休業後の学校活動再開に伴い、感染症対策を徹底しながら子どもたちの学習保障をするため、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、各学校に対し、「学校活動における感染症対策・学習保障交付金」を交付しました。

(就学に対する支援)

経済的な理由により就学が困難な児童生徒及び震災等による被災児童生徒の保護者に対し、就学援助費として、学用品、学校給食等にかかる費用の一部を援助しました。また、次年度入学予定の児童生徒については、就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施しました。

市内小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給しました。

就学援助費の受給者(準要保護者)に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために学校を臨時休業とした4月、5月分の学校給食費相当額を支給しました。

イ 事務事業の評価

(施設・設備の適正な維持管理)

市内小・中学校の校舎及び屋内運動場の耐震化は平成20年度をもって完了し、平成21年度より始めた校舎の老朽化対策としての大規模改造工事は、累計11棟が完了しています。また、屋内運動場については、平成25年度より、地震発生時に天井材等の非構造部材が落下することを防止するための対策工事を開始し、令和2年度をもって全14棟が完了しました。施設の老朽化は、建物本体のみならず設備に関しても進行しています。また、トイレの洋式化や施設内のバリアフリー化も検討すべき課題となっています。安全で快適な教育環境を確保するためには今後も計画的な整備を進めていくことが必要です。

小中学校校舎・屋内運動場改修状況(未改修建物は建設年度)

学校名	校舎		屋内運動場 (※)は非構造部材の耐震対策実施
羽生北小学校	1号館	平成4年度建築	平成30年度外装改修(※)
	2号館	平成26年度大規模改修	
	3号館	平成26年度大規模改修	
新郷第一小学校	平成28年度大規模改修		平成25年度外装改修(※)
新郷第二小学校	平成27年度大規模改修		平成19年度外装改修 令和元年度非構造部材耐震対策
須影小学校	1号館	昭和60年度建築	平成27年度外装改修(※)
	2号館	昭和60年度建築	
岩瀬小学校	平成22年度大規模改修		平成18、24年度外装改修 平成29年度非構造部材耐震対策
川俣小学校	昭和58年度建築		平成28年度外装改修(※)

学校名	校舎		屋内運動場 (※)は非構造部材の耐震対策実施
井泉小学校	1号館	平成8年度大規模改修	平成19年度外装改修
	2号館	平成23年度大規模改修	平成28年度非構造部材耐震対策
手子林小学校	平成元年度建築		平成29年度外装改修(※)
三田ヶ谷小学校	平成21年度大規模改修		平成26年度外装改修(※)
村君小学校	昭和57年度建築		平成20年度大規模改修 平成30年度非構造部材耐震対策
羽生南小学校	1号館	平成10年度大規模改修	平成13年度大規模改修
	2号館	平成10年度大規模改修	平成27年度非構造部材耐震対策
西中学校	1号館	平成7年度建築	平成6年度建築 令和元年度非構造部材耐震対策
	2号館	平成15年度建築	
	3号館	平成29年度大規模改修	
南中学校	A棟	平成23年度大規模改修	平成17年度屋根改修
	B棟	平成23年度外装改修	令和2年度非構造部材耐震対策
東中学校	A棟	平成25年度大規模改修	平成18年度屋根改修
	B棟	平成26年度大規模改修	令和2年度非構造部材耐震対策

「GIGAスクール構想」関連事業として実施した、情報通信ネットワーク環境施設整備では、児童生徒用コンピュータ機器(端末)との通信のための無線アクセスポイントや充電保管庫の設置について、その設置数や設置場所が適切となるよう設計し、国庫補助制度を活用して実施しました。

(教材、図書等の整備の推進)

教材備品及び学校管理備品の整備については、夏休み期間に全小・中学校を訪問して要望を聴取し、次年度の予算要求を行うための基礎としました。令和2年度中の予算執行においても、必要と認めるものは整備を前倒しするなど、学習効果や安全性の向上に努めました。また、理科及び算数・数学の教材備品においては、各校の整備の状況と要望を把握し、理科振興備品整備に対する国庫補助金を活用して整備を進めました。

学校図書館図書については、各小・中学校に対し学校図書館図書標準の達成率に合わせた図書整備予算を配当し、整備しました。一方、冊数を増やすだけでなく、図書の質を向上させることも重要であるため、図書の購入と同時に、古くなった図書を廃棄することで新陳代謝を図りました。これにより、令和2年度末における学校図書館図書標準の達成校は、10校となりました。今後も、学校図書館図書管理システムを活用すること、司書教諭・学校司書とともに学校図書館を利用したく

なる環境づくりを継続して行うことで、読書が好きな児童生徒が増えるよう働きかけていきます。

令和2年度図書標準達成率（令和3年3月31日現在）

学 校 名	学級数	図書標準	蔵書冊数	達成率
羽生北小学校	14	8,760 冊	11,420 冊	130%
新郷第一小学校	7	5,560 冊	5,749 冊	103%
新郷第二小学校	8	6,040 冊	6,111 冊	101%
須影小学校	15	9,160 冊	8,429 冊	92%
岩瀬小学校	14	8,760 冊	8,259 冊	94%
川俣小学校	6	5,080 冊	5,265 冊	103%
井泉小学校	14	8,760 冊	8,736 冊	99%
手子林小学校	13	8,360 冊	8,602 冊	102%
三田ヶ谷小学校	7	5,560 冊	5,595 冊	100%
村君小学校	6	5,080 冊	5,301 冊	104%
羽生南小学校	15	9,160 冊	8,459 冊	92%
西中学校	14	11,680 冊	12,215 冊	104%
南中学校	14	11,680 冊	12,485 冊	106%
東中学校	15	12,160 冊	12,327 冊	101%

※「学級数」は、令和3年3月1日現在の数。

※「図書標準」は、文部科学省の定める「学校図書館図書標準」（文初小第209号平成5年3月29日文部省初等中等教育教育長通知）による。

※図書標準は学級数に基づいて算出されるため、当該年度の学級数の変動により、達成率も変動する。

教職員1人に1台、校務用パソコンが整備されていることにより、電子情報の取扱いや、巧妙化するサイバー犯罪等に対し、情報セキュリティ対策の重要性が増しています。情報セキュリティ監査等の実施により、情報管理体制の強化及び教職員の意識向上を図ることができましたが、今後も繰り返し実施することで、その効果を維持していく必要があります。併せて、教職員の校務負担軽減のため、ファイルサーバーや校務用ソフトウェアを効率的に使用できる環境整備を推進します。

「GIGAスクール構想」関連事業として整備した、児童生徒1人1台のコンピュータ機器(端末)については、機器本体の購入に国庫補助制度を活用しました。また、教育活動に効果的に活用できるよう、インターネットクラウドにて使用する教育コンテンツ（問題集や授業支援アプリ等）を付加したほか、児童生徒の不適切なウェブサイトの閲覧防止や、インターネット利用上のセキュリティの向上のため、フィルタリングソフトウェアを導入しました。

児童生徒が1人1台の端末を使用できるようになったことで、授業中でも一人一人の反応を把握できる、一人一人の学習状況に応じた個別学習が可能になる、一人一人が集めた記事や動画等を共同編集できる等、「主体的・対話的で深い学び」の推進に寄与します。

端末は、令和3年2月末から3月上旬にかけて納品され、各学校は教職員の研修や授業への活用について既に取り組を開始しています。今後は、端末の使用についてのガイドラインや家庭への持ち帰りのルール等を早期に作成し、端末の適正な管理・活用を推進していきます。

貸出用モバイルWi-Fiルーター、ウェブカメラ、大型提示装置（テレビ）の購入については、国庫補助制度や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校の臨時休業等への備えに寄与することができました。

学校における感染症対策にかかる消耗品、備品の購入及び各学校に対する「学校活動における感染症対策・学習保障交付金」の交付については、国庫補助制度や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、小・中学校における感染症対策等の充実を図ることができました。

（就学に対する支援）

就学援助費は、保護者から申請書が提出され、認定されることにより支給されます。援助を必要とする保護者にもれなく伝え、申請を促すことが重要であるため、児童生徒を通じて制度の案内を配布したほか、羽生市ホームページや広報への掲載、市庁舎ロビーのテレビモニター広告等、様々な方法で周知を図りました。新入学児童生徒学用品費の入学前支給、特別支援教育就学奨励費についても同様に、あらゆる方法で周知し、制度の適正な執行に努めていきます。

就学援助費の受給者（準要保護者）に対する学校の臨時休業期間における学校給食費相当額の支給については、学校給食が休止となったことに伴う休業期間中の、家庭における昼食費の負担を軽減することができました。

（4）安全・安心な学校づくり

ア 主な取組

学校施設に関する取組として、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、各小・中学校で安全教育を推進しました。

（防災教育の充実）

・市内小・中学校で学期に1回以上の避難訓練を実施し、児童生徒への防災教育の

充実を図りました。

- ・策定している学校防災マニュアルに対して、年に1回以上の定期的な見直しを行い、児童生徒の命を守るための対策の充実を図りました。

(地域ぐるみの学校安全体制の整備)

- ・各学校のスクールガード・リーダーや学校応援団（地域安全ボランティア）との連携を密にし、地域・学校防犯体制の確立を行いました。
- ・登下校時の児童生徒の安全を見守る「見守りボランティア」を増やし、安全を見守る体制づくりを強化しました。

(新型コロナウイルス感染症への対策)

- ・文部科学省や埼玉県教育委員会からの通知に基づいた対応を迅速に周知しました。
- ・消毒やマスク、体温計、防護シート等の配付を行い、新型コロナウイルスの感染防止対策を図りました。

イ 事務事業の評価

(防災教育の充実)

- ・学期に1回以上の避難訓練では、火事や地震だけでなく竜巻を想定した訓練や防火扉が作動したことを想定した訓練を行っている学校もあります。また、実施方法を工夫し、いつ実施するか児童生徒に知らせない事前連絡無しの訓練を実施する学校も多くなりました。休み時間等に事前連絡無しの避難訓練を実施することで避難方法を自分で考え、低学年を誘導しながら安全に非難する児童生徒が増え、防災意識の向上がみられました。

(地域ぐるみの学校安全体制の整備)

- ・各学校のスクールガード・リーダーや学校応援団（地域安全ボランティア）との連携を密にしたことで、危険個所の早期発見・早期対応を実現することができました。
- ・防犯情報を各学校から速やかにメール送信し、保護者・地域と情報を共有することができました。

(新型コロナウイルス感染症への対策)

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（文部科学省）や「通常登校におけるガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）」（埼玉県教育委員会）に基づき、学校ごとの感染症対策を実施することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることがで

きました。

- ・消毒やマスク、防護シート等の活用により、感染リスクを下げ、学びの継続に取り組むことができました。

Ⅱ 「学力」 確かな学力を育む特色ある教育の推進

(1) 確かな学力を育む学校教育の推進

ア 主な取組

情報化社会の到来とともに未来を「生き抜く力」を育むため、子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」「コミュニケーション能力」を身につけることができるよう、特色ある教育を展開しました。

(特色ある教育の推進)

- ・埼玉大学教育学部附属中学校との連携協定により、附属中学校の先進的な授業公開を視察に行ったり、市内小・中学校に講師として招聘し出前授業や研究授業の指導講評をいただいたりすることを計画しました。
- ・小学校3年生から中学校3年生までを対象に、羽生市学力アップテストを実施しました。
- ・市内全小・中学校へのALT常駐による外国語教育の充実を行い、市内小学校6年生を対象にGTEC Junior 2による英語4技能の効果検証を行いました。「岩瀬グローバルスクール事業」や「村君地区英語村推進地域事業」においても英語教育を推進しました。
- ・「GIGAスクール構想の実現」に向けた端末の活用に関する研究を進めました。
- ・各校の教育活動を通して「プレゼンテーション能力育成活動事業」を推進し、プレゼンテーション能力の育成を図りました。
- ・オリンピック・パラリンピックに係る競技体験等への参加や関連教材の活用により、児童生徒の興味・関心を高め、大会開催を契機とした教育の充実を図りました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休業に伴い、年間指導計画の見直し、学校行事の精選、長期休業日の短縮等により、児童生徒の学習の保障に取り組みました。

(進路指導・キャリア教育の推進)

- ・キャリアパスポートを導入し、小学校からのキャリア教育を推進しました。
- ・中学校2年生を対象に職場体験活動の充実を図りました。

(小中一貫教育の推進)

- ・義務教育9年間において育む知・徳・体・コミュニケーション能力を目指した教職員相互の連携の活性化を図りました。
- ・令和3年度から全面実施となる学習指導要領に対応する中学校年間指導計画を羽生市教育研究会と協力して作成しました。

(高等教育機関等との連携)

- ・「羽生市学びあい夢プロジェクト事業」を推進し、高校や大学との交流事業を実施しました。

イ 事務事業の評価

(特色ある教育の推進)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、附属中学校の授業公開や市内小・中学校に講師として招聘することができませんでしたが、授業力向上に向け、市内教職員が特色ある教育を推進しました。
- ・「羽生市学力アップテスト」では、4月からの学びを振り返るとともに各校の実態・課題を明確にすることができました。個々の児童生徒の課題に基づき、補充プリントを実施することで、学び残しゼロを目指して課題解決に向けた取組を進めています。
- ・市内小学校6年生を対象に行ったGTEC Junior 2では、英語4技能の効果検証を行い、市内の全小学校で全国平均を上回る最上位グレード4を獲得しました。岩瀬小学校では、研究発表を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次年度に延期としました。次年度も引き続き、「英会話科」の研究の取組を続けていきます。村君地区では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、期間限定ではありますが、英語村「友・遊プラザ」の活動に取り組み、英語教育の推進を行いました。
- ・「GIGAスクール構想の実現」に向けた端末の活用による情報活用能力の育成に向けて、研究会を実施しました。端末を授業や家庭学習で効果的に活用できるよう取組を進めていきます。
- ・「プレゼンテーション能力育成活動事業」では、「第3回全国プレゼンテーションコンクール in 羽生」が中止となりましたが、各校が工夫した教育実践を展開し、互いに刺激し合いながら、子どもたちのプレゼンテーション能力の向上に努めました。
- ・オリンピック・パラリンピックは延期となりましたが、関連教材の活用により、児童生徒の興味・関心を高めました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休業に伴い、年間指導計画の見

直しによる学習内容の整理及び学校行事の精選、長期休業日の短縮等による授業時数の確保により、児童生徒の学習の確保ができました。

(進路指導・キャリア教育の推進)

- ・キャリアパスポートを導入し、市内全小・中学校14校で学期ごとに実施しました。また、特別活動部会で検討・共通理解を行うことができましたが、導入方法については、より具体的な工夫改善が求められます。
- ・職場体験活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としましたが、各校で工夫してキャリア教育を推進しました。

(小中一貫教育の推進)

- ・夏休みに各中学校ブロックの教職員の合同研修会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。
- ・令和3年度から全面実施となる学習指導要領に対応する中学校年間指導計画を、昨年度作成した小学校年間指導計画を踏まえ、小・中のつながりを意識し羽生市教育研究会と協力して作成しました。令和2年度は中学校年間指導計画を作成し、小・中のつながりをより強固にしました。

(高等教育機関等との連携)

- ・小学校1年生を対象とした埼玉純真短期大学への1日体験入学は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。連携事業の実施が厳しい状況でしたが、学校によっては、校外学習の一環で小学生が高校を訪問するなど連携を図りました。

羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針の策定

ア 主な取組

今後見込まれる児童生徒数の減少、小学校の小規模化による影響、学校施設の老朽化の進行に対応するため、学校の適正規模・適正配置について検討を行いました。羽生市の未来の子どもたちのために、よりよい教育環境を整えることを第一に考え、令和元年度に立ち上げた「羽生市立学校適正規模審議会」において協議を重ねました。

イ 事務事業の評価

羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針(案)の作成について、前年度に引き続き協議するため、羽生市立学校適正規模審議会の会議を3回開催しました。令和2年10月開催の第5回会議において基本方針(案)がまとめられ、教育委員

会、市議会、学校、PTA、自治会に対する説明を経た後、令和3年1月にパブリック・コメントを実施しました。同月に計画した地区説明会の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が発令されたことを受け、やむを得ず延期しました。市民に対する説明を丁寧に行い、理解を得ながら進めるため、基本方針の令和2年度中の策定を見送ることとしましたが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、地区説明会の開催及び基本方針の策定に取り組んでいきます。

なお、羽生市立学校適正規模審議会から答申を受け、令和3年度より廃止していた中学校プール施設については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度のプール活動を中止としたため、1年前倒して廃止することとなりました。

Ⅲ 「豊かな心と健やかな体」 道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

(1) 豊かな心を育む道徳教育の推進

ア 主な取組

- ・「特別の教科 道徳」の授業の質の向上
井泉小学校における先行実施の成果を基に、市内の道徳授業の工夫・改善の啓発を図り、道徳授業全体の質の充実を目指しました。
- ・「藍染め」の体験学習による郷土を愛する心の育成
羽生市の伝統的産業の一つである「藍染め」体験学習の市内全小学校での実施を計画しました。
- ・読書活動の充実
朝の読書、読み聞かせ、充実した図書室経営や家庭読書等の読書活動を行いました。
- ・児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導の推進
児童生徒一人一人をよく理解し、深い信頼関係に基づく指導・助言に努めることで、児童生徒が自ら判断し、目標を定め実現に努める生徒指導を推進しました。
- ・学校・地域・警察との連携強化
学校、地域社会や警察関係諸機関との緊密な連携を図り、社会総掛かりで健全育成活動を推進しました。
- ・児童生徒の心のケアについて
新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校における児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について、周知を図り、児童生徒の心のケアに努めました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大のため、林間学校や修学旅行は中止となりましたが、代替行事の実施により、児童生徒の教育活動の機会を確保しました。

イ 事務事業の評価

道徳授業では、教科化に伴い、考え、議論する道徳授業の展開を図っています。また、今後は平成27年度に配付された羽生市の道徳郷土教材集「みち」や埼玉県道徳教材「彩の国の道徳」を道徳教育年間計画に位置付ける等、活用を図っていきます。

藍染めの体験学習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としましたが、各学校が実態に合わせて授業を工夫し、郷土を愛する心の育成を図りました。

読書活動では、各学校が実態に応じた取組を工夫しました。これらの取組により、児童生徒の郷土を愛する心や豊かな人間性の醸成につながりました。

児童生徒相互や児童生徒と教職員とが信頼関係を深めることで、自ら考え行動できる児童生徒の姿が見られるようになってきました。

いじめ問題や不登校など、心に悩みを抱える児童生徒も少なくありません。羽生市では、スクールソーシャルワーカーによる面談や電話相談、家庭訪問などの実施や、適応指導教室における不登校児童生徒への支援、スクールカウンセラーの配置、中学校の教育相談員の配置など、支援体制の充実を図っています。

新型コロナウイルス感染症拡大のため、林間学校や修学旅行は中止となりましたが、代替行事の実施により、児童生徒が行事に取り組む機会を確保し、集団参画への意識を向上させました。

(2) 生涯にわたる人権教育の推進

ア 主な取組

基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもから高齢者まで広く市民が人権尊重の精神を培うため、羽生市人権教育推進協議会等と連携し、新型コロナウイルス感染防止策を講じながら、各種事業の実施に努めました。

令和2年7月に人権教育基本方針及び同和教育基本方針を改定しました。

(人権に関する研修会の充実と指導者の養成)

市職員及び市内小・中学校教職員を対象とした人権教育オンライン研修会を実施し、人権教育を推進するための指導者の養成を図りました。

また、市民対象の人権教育研修会(8月)、自治会長、民生児童委員、社会教育諸団体対象の人権教育指導者研修会(9月～11月)、公民館利用団体対象の人権教育講座(2月)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

(集会所学級事業の充実)

新型コロナウイルス感染防止策を講じ、市内5集会所で集会所学級事業(小・中学

生、成人、女性、高齢者学級)を実施し、人権意識の高揚を図るとともに、小・中学生向けにおいては藍染めなどの体験活動を行いました。また、成人、女性、高齢者学級においては生け花や創作太鼓の講座や、地域住民とともに防犯や防災に関する研修会を実施するなど講座の充実を図りました。

(参加体験型学習の推進)

公民館利用団体対象の講座等において、「人権感覚育成プログラム」等を活用した参加体験型の学習を行いながら、人権問題を身近なものとして考える研修の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

(集会所の整備)

人権の啓発及び交流の場として地域住民が快適に利用できるよう、老朽化した浄化槽、天井の修繕等、集会所の整備を行いました。

イ 事務事業の評価

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会の担い手であるという自覚を持てるよう、人権推進課と協力しながら組織的・計画的な取組の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、様々な研修や講座を中止としました。

しかし、コロナ禍で様々な研修等の開催が困難な中、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より人権教育オンライン研修会を実施し、52名の参加を得ることができました。

人権教育基本方針及び同和教育基本方針の改定について、研修等で改定の重点(人権三法、LGBT等)を周知啓発することができました。

集会所の整備については、今後も快適に利用できる場となるよう、利用者の要望も取り入れながら取り組んでいきます。

今後は、新しい生活様式を踏まえながら事業の充実を図り、市民等に研修会への積極的な参加を継続的に呼びかけていきます。

(3) インクルーシブ教育システムの構築による教育の推進

ア 主な取組

(特別支援教育の推進)

- ・埼玉純真短期大学の教授による研修を実施し、教職員の指導力の向上を図りました。
- ・特別支援学校のコーディネーターを招き、介助員への研修を実施し、資質の向上を図りました。

- ・児童生徒介助員を適切に配置し、特別な支援を必要とする児童生徒が通常学級での交流等で支援を受けることができるようにしました。
- ・特別支援学級の合同学習会の実施を計画し、学習の場を充実できるようにしました。

(就学支援・相談活動体制の充実)

- ・臨床心理士による各学校への巡回訪問及びWISC検査（心理教育的検査）を実施し、必要に応じて保護者面談等を実施しました。
- ・保護者のニーズに応じ、WISC検査の回数を増やしました。
- ・個別の教育的ニーズ及び合理的配慮に応えるための仕組みを整えました。

イ 事務事業の評価

(特別支援教育の推進)

- ・学校の実態に応じて、可能な限り、埼玉純真短期大学の教授による研修を実施し、教職員の指導力の向上を図りました。
- ・特別支援教育についての研究会等の支援を行い、特別な配慮を要する児童生徒へ関わる者たちの専門性を高めることができました。児童生徒介助員への研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から机上研修の形式で、資料を全員に配付し、実施しました。
- ・児童生徒介助員の適切な配置により、ニーズに応じた支援を行いました。
- ・合同学習会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としましたが、各学校において、感染症拡大防止の観点から他者への思いやりの気持ちを育みました。

(就学支援・相談活動体制の充実)

- ・臨床心理士による巡回訪問を実施し、専門家のアセスメントに基づいた個に応じた支援の拡充を図ることができました。
- ・臨床心理士によるWISC検査を保護者の希望に応じて実施し、適正な就学支援に努めることができました。
- ・個別の教育的ニーズ及び合理的配慮に応えるために、川俣小学校に特別支援学級を新設するなど仕組みを整えました。

(4) 食育・健康教育の推進

ア 主な取組

学校給食では、地場産の食材を優先的に取り入れ、地産地消を推進するよう心がけ

ました。羽生産食材としては「丸系八つ頭」「モロヘイヤ」などを使用したほか、「いがまんじゅう」「宝蔵寺味噌」など、羽生市で製造された食品を取り入れ、地域に根ざした給食を提供しました。また、給食用米については全て羽生産米（彩のかがやき100%）を使用し、羽生産オーガニック野菜（白菜、ナス、ニンジンなど）を使用した献立も取り入れました。さらに、今後の地場産使用率の向上のため、市内農家の新規開拓や、羽生産イチゴを使用したデザートへの導入検討を行いました。これらの食材・食品については、令和3年度からの献立に取り入れる予定です。加えて、姉妹都市である「フィリピン」「ベルギー」の料理を提供し、食文化の違いを学んでもらう取り組みをしました。

食育推進事業では、農林水産省が実施した「国産農林水産物等販売促進緊急対策」を積極的に活用しました。本事業では「埼玉県産和牛」「鹿児島県産ブリ・カンパチ」「愛媛県産タイ」を使用した給食を提供し、併せてリーフレットの配布・校内放送を用いて、食材の特徴や生産過程を説明しました。

その他、給食センター調理器具として、スチームコンベクションオーブンを新規導入し、調理方法の拡充、より美味しい給食の提供に努めました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、小中学校が臨時休業となった4月から5月までの給食の提供を中止し、夏季休業期間を短縮し、登校日とした7月15日から8月5日まで及び8月26日から9月1日までの期間では給食を提供しました。また、6月の給食開始時には、献立に個包装のナンを取り入れることで配膳作業を簡略化し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めました。

イ 事務事業の評価

学校給食は、様々な献立に触れることができる貴重な場であるため、料理頻度表を活用して、どの献立を何回出したかを管理しながら、多様な給食を提供するように努めました。また、栄養士による栄養バランスの計算や、可能な限りアレルギー品目を除去する取り組みにより、児童生徒が安心して食べられる献立作りを心掛けました。

地場産食材の開拓として、市農政課との連携のもと、完全新規の生産者・製造業者の掘り起こしを行い、今後も学校給食により多くの地場産食材が活用できるよう環境整備を行います。

「国産農林水産物等販売促進緊急対策」の活用では、無償提供された食材で「牛丼」「ブリの竜田揚げ」「タイのすまし汁」などの新たな献立を作成し、新型コロナウイルス感染症拡大による不安の中でも、児童生徒が楽しく給食時間を過ごせるよう努めました。

また、栄養士・調理員・事務職員の密な連携により、施設設備の状態に常に目を配り、調理器具の更新、修繕を速やかに行います。

IV 「地域力」生涯学習の推進と文化活動の活性化

(1) 市民の学習機会の充実

ア 主な取組

(生涯学習事業の充実)

公民館では生涯学習の拠点として、成人を対象とした各種講座や、小学生や未就学児を対象とした子ども向け体験講座を開催するなど、市民の自主的な生涯学習活動を支援しました。

地域の特色を生かした講座としては、岩瀬グローバルタウン構想推進のため、「岩瀬グローバルタウン英会話講座」を継続して実施し、英語に親しめる環境づくりを推進しました。

通学合宿「むじなもん学寮 in かわたま」、「高校生インストラクター講座」、「子ども大学はにゅう」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。



「岩瀬グローバルタウン英会話講座」

(市民の自主的な学習活動の支援)

「生涯学習出前講座」では、内容の見直しを図り、市民の生涯学習活動の促進に努めました。

「羽生市市民講師登録制度」では、受講者自らがサークル活動等で培ったスキルを活かし、講師やサークルリーダーとして活躍できるよう支援しました。

公民館での、ふるさと歴史講座では、地域の歴史遺産に触れ、羽生市の歴史を継承する意味でも大変有意義な講座であり、市民の学習活動を支援することができました。

(生涯学習環境の整備・充実)

日頃、公民館活動をしているサークルや地域住民が主体となり行われる公民館文化祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。

地域の生涯学習の拠点である公民館では、経年劣化による雨漏りや空調設備等の不具合が見受けられましたが、利用者の安全を第一に考え、緊急度を検討しながら工事・修繕等を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によ

り、非接触型体温計や空調設備の工事・修繕を実施し、生涯学習に取り組める環境づくりを推進しました。

また、産業文化ホールは、建築してから36年が経過し、受変電設備や照明設備等の老朽化が進んでおり、今後、羽生市公共施設個別施設計画を踏まえ、計画的な改修、工事が必要となります。令和2年度は、施設内において安定した電気を供給するため、老朽化した受変電設備の改修工事を実施しました。

イ 事務事業の評価

公民館事業では、新型コロナウイルス感染防止策を徹底したうえで、「手縫いで作ろうマスク&マスクケース」、「子ども電子工作体験教室」、地域の歴史を学ぶ「ふるさと歴史講座」を開催するなど、男女を問わず、子どもから高齢者まで幅広い世代に関心を持っていただけるような講座を企画し、新たな利用者の拡大に努めました。講師についても、地域の人材を活用し、また、専門講師の協力を得るなど、工夫を凝らしながら、多世代に渡る学習機会を提供することができました。

公民館文化祭は、サークル活動での作品展示や舞台発表の機会となり、多くの方に活動の成果を披露することができる場であることから、今後は新型コロナウイルス感染防止策を徹底した、新しい生活様式の中で安全、安心な実施方法を検討していきます。

「岩瀬グローバルタウン英会話講座」は、新型コロナウイルス感染防止策を徹底したなかで今年も継続して開催し、身近に英語を親しめる学習の機会を提供しました。初級・上級とクラス別とし、ALTの協力を得て、他文化の理解や実践的な英語を習得できる環境を整えました。

「生涯学習出前講座」は、実施件数12件、受講者数259名と、コロナ禍においても、市民の生涯学習への関心の高さを感じることができました。

「子ども大学はにゅう」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。現在までのアンケートでは、講義に対する評価は高く、参加児童の事業に対する満足感が示されており、今後も、参加する子どもの知的好奇心を満足させる学びの機会を提供します。

「高校生インストラクター講座」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。今後も、高校生が講師となり、学校生活で培った能力を地域社会に還元するとともに、高校生が地域住民との関わりをもつ機会を提供するよう実施していきます。

通学合宿「むじなもん学寮 in かわまた」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。子どもたちが互いに助け合う協調性、自ら作業する自主性、率先して行動するリーダー性など多くを学べることから、今後は新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、実施を検討していきます。

子どもの知的好奇心を刺激する学びを提供する「子ども大学はにゅう」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。埼玉純真短期大学を中心に羽生青年会議所、羽生市青少年相談員、羽生ロータリークラブと連携し、今後は新型コロナウイルス感染防止策を徹底したうえで、体験型の授業を多く取り入れるなど、子どもの学ぶ力・生きる力を育む事業として実施していきます。

(2) 家庭教育と青少年健全育成の推進

ア 主な取組

(家庭教育支援の充実)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底したうえで、次の事業を展開しました。

家庭教育支援事業として、NPO法人との協働により、親としての役割を学ぶ講座や、親同士の仲間づくりの支援など、子育てしやすい環境づくりを推進し、民間活力を活用した家庭教育支援の推進に努めました。

羽生市PTA連合会主催事業である家庭教育研修会は、Web会議システム「Zoom (Zoom Video Communications)」を使用したリモートによる研修会を行い、家庭教育の重要性の認識に努めました。



配信会場



受講会場

令和2年度羽生市PTA連合会「家庭教育研修会」

(青少年育成事業の実施と団体の支援)

家庭や地域の教育力が変化し、青少年の問題行動や規範意識の低下等が大きな社会問題になる中で、青少年が自ら生きる力を育み、地域全体で子どもを育成する仕組みづくりが課題となっています。

市では青少年の健全育成のため、新型コロナウイルス感染防止策を講じたうえで、次の事業を展開しました。

羽生市成人式は、「新成人の門出を祝福するとともに、将来の幸福を記念する日と

して成人式を開催する」ものであり、新成人を対象に羽生市産業文化ホールで開催されました。市内3中学校からの推薦及び公募による実行委員会形式をとっており、当日は式典のほかに恩師からのビデオレターを上映しました。また、「令和3年羽生市祝 成人オリジナルムービー」をY o u T u b eにて、新成人を対象に限定公開しました。



令和3年成人式

羽生市青少年育成市民会議では、各地区組織、関係団体及び関係機関等の相互間の連絡調整を図り、青少年健全育成を推進しました。

羽生市青少年育成推進員協議会は、広報紙「えがお」を発行し、青少年の健全育成推進活動に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「わんぱくくらぶ」、「放課後子ども教室」、「彩の国21世紀郷土かるた羽生市大会」を中止としました。

イ 事務事業の評価

「親の学習講座」では、新型コロナウイルス感染防止策を講じた中での実施でしたが、受講者は親としての役割を学んでいました。また、羽生市PTA連合会主催事業である家庭教育研修会では、「羽生市のGIGAスクール構想の推進について」をリモートで開催したことで、開催内容・方法共に受講者からは好評でした。今後も、家庭教育の重要性を認識するとともに、家庭・学校・地域が一体となって安心して子育てできる環境づくりを推進します。

羽生市成人式では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小しての開催となりましたが、実行委員会委員が熱意をもって取り組み、落ち着いた雰囲気での、素晴らしい成人式となりました。恩師からのビデオレター上映や実行委員が作成したスライドショー「20年の紡ぎ」では、大変喜んでいる様子が見られました。

羽生市青少年育成市民会議では、不審者などから子どもたちを保護し、緊急時に避難できるよう小中学区内に「子どもを守る110番表示板」を設置しました。今後も子どもたちの安全・安心な登下校が守られるよう努めていきます。

羽生市青少年育成推進員協議会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため年

2回の研修と青少年非行防止パトロールを中止としました。今後は、新型コロナウイルス感染防止策を講じたうえで、PTA、学校、地域の協力を得ながら青少年健全育成のため、推進活動を実施していきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「わんぱくくらぶ」、「放課後子ども教室」、「彩の国21世紀郷土かるた羽生市大会」を中止としました。今後は、新型コロナウイルス感染防止策を講じたうえで、新しい生活様式のなか、学年の異なる子どもたちの学習交流により、児童の社会性や自主性、創造性を養うことを目的とし、事業を継続していきます。

(3) 文化財の保護・活用と文化芸術の振興

ア 主な取組

(文化財の調査、管理と活用)

国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」については、平成21年度から25年度に緊急調査を実施し、その成果をもとに作成した「保存管理計画」に則り、自生地の保全に取り組んでいます。普及事業としては、自生地の一般公開や見学会を7月及び8月に開催しました。現在、埼玉県レッドデータにおいてムジナモは「野生絶滅」となっています。安定したムジナモ自生が見られるいま、「野生絶滅」からの脱却に向けて、地域の方々等の協力を得ながら、野生復帰に向けて取り組んでいます。

県指定天然記念物「勘兵衛マツ」については、下草の除草を行いました。また、害虫からマツを守り、樹勢回復を図るため、冬季におけるコモ巻をはじめ、高所作業車による薬剤散布を計3回実施しました。

県指定史跡「永明寺古墳」については、永明寺古墳保存会の協力を得て、下草の除草や清掃作業を実施しました。

また、文化財や地域の歴史への理解や知識を深めるため、「羽生学講座」(連続2回)を開催しました。「羽生学講座公開講演会」については、仏像彫刻をテーマとした内容を企画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。

埋蔵文化財については、周知の埋蔵文化財包蔵地内外における試掘・確認調査を行いました。また、令和元年度に発掘調査を実施した「上新郷遺跡(島村家地区)」において出土した遺物について、基礎整理作業(洗浄・注記・接合)を実施しました。



自生地の見学会の様子

(文化活動への支援・文化施設の充実)

文化芸術基本法の基本理念を踏まえ、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に「羽生市文化芸術振興計画」を策定しました。この計画を推進し、文化芸術の振興を図っていくため、文化芸術振興審議会について、必要な事項を定めました。

文化芸術活動の支援として、羽生市文化団体連合会を支援し、文化芸術の活性化を図りました。

市民の文化活動の拠点施設である産業文化ホールは、平成26年4月から指定管理者制度を導入し、平成29年度より指定管理2期目に入り、文化に対する市民意識の醸成と質の高い自主事業の開催、効果的・効率的な運営を継続しています。また、利用者の安心を第一に考え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、体温測定サーマルカメラ等の購入や、空調設備改修工事を実施し、市民が文化活動に取り組める環境づくりを推進しました。



産業文化ホール自主事業

「輝&輝 津軽三味線コンサート」

イ 事務事業の評価

国指定天然記念物「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」では、ムジナモが花を咲かせる7月

～8月にかけて、バスが運行している平日に計4回の一般公開を行いました。また、羽生市ムジナモ保存会との共催による自然観察会を実施し、国指定天然記念物に対する理解を深めました。ムジナモの株数は10月には約47万株を数え、宝蔵寺沼ムジナモ自生地の環境が改善されつつあります。埼玉県レッドデータの見直しが始まるため、「野生絶滅」からの脱却を図るべく、ムジナモの安定した生育を維持しながら自生地全体の環境保全に努めていきます。

県指定史跡「永明寺古墳」については、引き続き下草の除草や清掃作業を行うとともに、保存活動や活用の実施を検討していきます。

埋蔵文化財については、試掘・確認調査を継続するとともに、発掘調査を行った「上新郷遺跡(島村家地区)」について、報告書刊行に向けた整理作業を進めていきます。

文化財の活用については、講座等を開催し、未指定文化財を含めた実物資料や調査成果を広く伝え、文化財保護への理解の普及を図っていきます。

文化財保護には、地域住民の方々や企業等の理解が不可欠です。今度も文化財調査及び管理と活用を図り、地域文化の継承と発展に寄与していきたいと考えています。

13回目の「郷土芸能発表会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としました。今後は、新型コロナウイルス感染防止策を万全にしたうえで、保持団体や市民の文化財保護への意識を育み、適切な支援策を施していく必要があります。

羽生市文化祭は20回目を迎える予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期としました。今後は、新しい生活様式を見据えながら、市民文化の発展を図るために、引き続き支援を行い、多くの人に情報を発信する工夫をし、来場者の増加に努めます。

35回目の「舞台芸能発表会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期としました。今後は、感染症対策を万全としたうえで、文化団体連合会の芸能関係団体が日頃の練習の成果を発表する場を提供するとともに、関係団体への支援を継続し、事業について、情報発信を工夫し、来場者数の増加に努めます。

産業文化ホールは、指定管理者により、長期的・継続的に管理運営を行い、利用者のサービス向上を図ることができました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休館、自主事業の中止、延期等を余儀なくされましたが、産業文化ホール施設事業継続支援交付金による支援を行い、サーマルカメラの設置等の新型コロナウイルス感染防止策を徹底したうえで、施設の稼働率や利用者の安全、安心なサービスの向上に努めています。引き続き、民間事業者のノウハウを活かし、利用者満足度の向上を目指すとともに、適切なモニタリングを行い、市民文化の向上及び市民福祉の増進を図るよう、運営の充実に努めます。

(4) 図書館・郷土資料館の充実

ア 主な取組

乳幼児から高齢者まで、多様化した利用者ニーズに対応するため、暮らしや仕事に役立つ資料の収集・保存・提供に努め、6,500冊の図書・雑誌を整備、23点の視聴覚資料を購入し、蔵書の充実に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金により、網戸の設置やトイレの蛇口をセンサー付き自動水栓に取り替えました。

項目	年間	備考
開館日数	248 日	
貸出利用者数	37,062 人	1日平均 149人
貸出利用冊数	181,746 冊	〃 733冊
図書購入費	10,000,000 円	
図書・雑誌整備数	6,500 冊	※寄贈含む
図書・雑誌蔵書冊数	184,247 冊	
視聴覚 DVD 購入費	300,000 円	
視聴覚購入枚数	23 枚	1枚平均 10,636 円
視聴覚資料数	2,494 枚	
映画会	1回 4人	
ブックトーク	9回 283人	589冊
ブックスタート	11回 257人	



紙芝居講座の動画配信



ブックトークの様子

郷土資料館では、展示(年3回 180日間)や講座を開催し、郷土に残る歴史や文化を紹介して、郷土に対する関心の向上に取り組みました。

また、収蔵資料整理や社寺調査報告書作成に係る作業を行うなど、歴史資料や民俗資料等の調査、収集、保存を行いました。

事業名	開催期間	内容等	入館者数等
常設展示「羽生の文学と歴史」	令和2年4月1日(水) ～4月8日(水)	・田舎教師関連資料 ・遺跡出土遺物 ・宮澤章二愛用品等 130点	266人
常設展示「羽生の文学と歴史」	令和2年6月1日(月) ～11月29日(日)	・田舎教師関連資料 ・遺跡出土遺物 ・宮澤章二愛用品等 130点	3,889人
企画展「調べよう郷土の自然」	令和2年7月11日(土) ～8月30日(日)	・昆虫標本 ・昆虫採集道具 ・昆虫の拡大模型	中止
「図書館・郷土資料館まつり」	令和2年7月18日(土)	・昔の遊び ・工作等	中止
企画展関連講座	令和2年8月10日(月)	ワークショップ「昆虫標本をつくろう」	中止
		展示解説会	中止
常設展示「羽生の文学と歴史」	令和3年3月6日(土) ～5月5日(水)	・田舎教師関連資料 ・遺跡出土遺物 ・宮澤章二愛用品等 131点	535人 (3月31日迄)
ふるさと講座	令和2年12月6日(日)	講演会「利根川と文学小説・詩・俳句」	10人
社寺調査報告書作成	年6回	寺院補足調査 データ確認作業	
動画配信	令和2年7月1日(水)～	常設展示について	
羽生ゆかりの人物たちリーフレット	令和3年3月発行	田山花袋、小林秀三など 羽生ゆかりの人物の紹介	



ふるさと講座

イ 事務事業の評価

図書館、郷土資料館両施設において、網戸の設置やトイレの蛇口をセンサー付き自動水栓に取り替えたことにより、施設の換気や蛇口が非接触で利用できるようになり、新型コロナウイルス感染症対策が図れました。

図書館の事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、緊急事態宣言下で臨時休館し、開館時には、消毒作業や安全対策のための資料の一定時間の保管作業に伴う開館時間の変更、密を回避するためにおはなし会、かがくあそび、一日図書館員等のイベントを中止としました。また、コロナ禍において、利用者が安全・安心に利用できるような体制を取りながら、オンラインによる紙芝居講座、絵本の読み聞かせ講座、手あそび動画や読み聞かせ動画等の配信、短時間で利用できるように本を5冊セットにして貸出しする「お楽しみ袋」など提供方法に工夫を凝らし、利用者が安心して参加できるサービスを行いました。

今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努め、安全・安心に利用できる体制をつくりながら、図書館サービスの充実に努めていきます。

郷土資料館においては、当初予定していた企画展「調べよう郷土の自然」を新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止とし、それに伴い企画展開連講座も中止としました。代替の展示として常設展示の期間を延ばし、約4,700人の方に来場していただきました。

また、子どもたちを対象とした常設展示を紹介する動画の配信や「羽生ゆかりの人物たち」リーフレットを作成しました。いずれも市ホームページに公開し、PRに努めました。

今後も郷土資料の収集や保存に取り組むとともに、郷土を学習する場、また市の魅力を広める展示を開催していく必要があります。

V 「スポーツ」生涯スポーツの振興

(1) スポーツに親しめる環境づくり

ア 主な取組

(体育施設の整備・充実)

体育施設の整備・充実のため、市体育館駐車場区画線修繕や消防設備修繕等を実施したほか、自由広場・テニスコートの用具庫や清掃用掃除機等の更新を行いました。

また、市民サービスの向上と更なる経費削減を図るため、市体育館、中央公園の管理運営及び市立小・中学校体育施設の使用に関することについて、指定管理者制度を導入しました。

市体育館等の指定管理については、新型コロナウイルス感染症拡大による非常事態宣言の発令に伴う臨時休館や利用制限により、利用料金収入の減少や自主事業の実施見合わせなど、指定管理者による管理運営に大きな影響を与えました。

そのため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、指定管理者に対し、羽生市体育館及び羽生中央公園施設事業継続支援交付金を交付し、安定的な管理運営を継続するための支援を行いました。

各地区グラウンドについては、その多くが公民館に併設されていることから、より身近で利用者目線に立った管理運営ができるよう、令和2年度より生涯学習課及び各公民館に所管を移管しました。

(スポーツ・レクリエーション機会の提供)

新型コロナウイルス感染症拡大により、ほとんどの生涯スポーツ事業が開催中止となる中、少しでも市民にスポーツ・レクリエーション機会を提供するため、スポーツ推進委員が中心となり、「ムジナもん体操」の動画の更新や、「はにゅう筋力UP！体操」の考案を行い、誰もが、いつでも、どこでもできる運動の機会を提供しました。

また、市民体育祭の種目見直しや、マラソン大会の運営方法の見直しに着手するなど、次年度の開催に向けて準備を進めました。

さらに、市民にスポーツ・レクリエーション機会を提供するための新たなスポーツ事業の展開に取り組みました。

また、感染対策を図りながらスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、非接触型体温計や、体温測定サーマルカメラ等の備品を購入し、利用者が安全・安心に活動できる環境づくりに努めました。

(スポーツを通じた国際交流の実施)

スポーツを通じた国際交流の一環としては、開催延期となったパラリンピック聖火にかかる採火式の実施内容を再検討し、東京2020オリンピック・パラリンピック

の開催年をむかえる準備を進めました。



ムジナもん体操



はにゅう筋力UP！体操

イ 事務事業の評価

市体育館駐車場区画線修繕や消防設備修繕等の実施、各用具庫の更新等により、施設利用者の利便性や安全性の向上につなげました。

今後も継続して、市体育館を中心とした体育施設の計画的な修繕や体育器具等の備品の更新を行い、市民誰もが、いつでも、いつまでも安心して快適にスポーツに親しめる環境を整備していく必要があります。

市体育館等の指定管理については、新型コロナウイルス感染症拡大による非常事態宣言の発令に伴い、臨時休館や利用制限等もありましたが、定期休館日の縮小・夜間利用受付や電話による予約受付の実施など、民間企業ならではのきめ細かいサービスを実施しました。

また、指定管理者が羽生市体育館及び羽生中央公園施設事業継続支援交付金を活用し、デジタルサイネージを導入した案内、二酸化炭素濃度測定器や顔認証検温器の設置など、人と人との接触を避けた感染対策の徹底を図りました。

同時に、アルカリ電解水による消毒の実施、グループ企業による特別清掃の実施など指定管理者がもつ専門的な技能の活用により、事業再開後の施設利用者数も増加傾向にあり、安定した管理運営を行っています。

市体育館・中央公園利用者アンケートの満足度も高水準を保っており、引き続き、民間活力を生かした管理運営により、利用者の満足度向上に向けた新たな取組が望まれます。

スポーツ・レクリエーション機会の提供については、スポーツ推進委員による「ムジナもん体操」の動画の更新や、「はにゅう筋力UP！体操」の考案といった取組により、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、誰もが、いつでも、どこでもできる運動機会の提供により、運動不足になりがちな「おうち時間」の有効活用が推進されつつありますが、今後も続くコロナ禍に対応するため、継続的に周知を図っていくことが大切です。

また、市民体育祭の実施に向けた種目見直しや、マラソン大会の運営方法の見直し

により、新しい生活様式に対応した事業開催の準備を進め、新たな形で事業を展開するための変革の基礎づくりができました。

今後も引き続き、コロナ禍の状況を見定めながら、安全に事業を再開するための検討・準備を行う必要があります。

さらに、指定管理者による多種多様な自主事業や、専門的な知識を活用したスポーツスクール（委託事業）の実施など、指定管理者との連携を図りながら、市民から親しんでもらえる体育施設を目指し、新たな取組を検討していきます。

スポーツを通じた国際交流の実施については、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に合わせ、パラリンピック聖火の元となる火をおこす採火式を行うにあたり、社会福祉課と連携・協力体制を維持し、採火方法やセレモニーの見直しに取り組み、使用する採火用ロウソクの作製等で市内障がい者施設の協力を得ることができました。

今後は、採火式の開催に向けて、他の市内障がい者施設や関係部署との連携を図っていくことが重要になります。



駐車場区画線修繕



各用具庫の更新

(2) スポーツ・レクリエーション団体と優秀なスポーツ選手の育成

ア 主な取組

(スポーツ・レクリエーション団体の活動支援)

各スポーツ・レクリエーション団体の活動支援として、「羽生市体育協会」、「羽生市レクリエーション協会」、「羽生市スポーツ少年団」及び「各地区体育振興会」の事業費の一部補助や各行事に対する後援等を行ったほか、新年度に向けて、各団体内で助成内容の見直しを行いました。

助成金の積算方法を見直すとともに、新規加入者を増やすための取組に対して、新たな助成を行う仕組みを検討し、次年度運用開始への準備を整えました。

また、青少年スポーツ団体の育成を一層推進するため、「少年野球大会」、「中学野球大会」、「ミニバスケットボール大会」などの市主催事業を、団体による開催事業へ移行し、市が運営助成を行うことで、各団体が自立して運営するための調整を行いま

した。

その他、体育協会・レクリエーション協会・スポーツ少年団ともに、加盟団体ごとに市内外の団体との交流大会等を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、ほとんどの事業が中止を余儀なくされました。

そのような中でも、市内スポーツ・レクリエーション団体の活動を少しでも多くの市民に知ってもらえるよう、指定管理者と連携し、スポーツ団体を紹介するホームページを作成するなど、新たな支援策にも取り組みました。

(トップアスリートの育成)

スポーツ少年団及び市内小・中学生を対象に、トップアスリートの育成を目指し、埼玉西武ライオンズとの地域連携協定による少年野球教室、埼玉県剣道連盟に協力依頼し高段位の講師を招いた剣道教室、県内のプロバスケットボールチームと連携したバスケットボール教室を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、参加者の安全を最優先に考え、全事業を中止としました。

(スポーツ指導者の育成)

スポーツ指導者の資質の向上を図るため、トップアスリート育成事業の実施に併せ、スポーツ少年団の指導者を対象に指導方法や育成段階での体調管理等について講習会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、中止としました。

イ 事務事業の評価

コロナ禍での制約がある中、開催数は激減したものの、各団体が可能な範囲で事業を実施しており、感染症対策に関する経費が増大しています。

また、スポーツ・レクリエーション活動を衰退させないために、各団体の助成方法を見直し、積極的に新規加入者を増やすための取組に対して新たに助成を行うなど、今後も支援を継続し、競技人口の減少を抑えるとともに、地域スポーツの活性化について検討していく必要があります。

特に、スポーツ少年団については、加入者の減少が続いており、今後のスポーツ活動人口の動向に大きく影響するため、各種大会等の自主開催事業への支援を継続するとともに、今後も各団体との情報共有により連携を図りながら、継続的に支援策を検討し、加入率の向上や、保護者の理解・協力を得るための施策の展開が必要です。

スポーツ団体を紹介するホームページについては、令和3年3月の運用開始後、スポーツ少年団を中心に加入への問い合わせも増えています。

今後も運用を継続することで、さらに市内スポーツ・レクリエーション団体の活動状況の周知を図り、新規加入者を増やすための取組を推進していくことが重要です。

トップアスリートの育成については、新型コロナウイルス感染症拡大により全事業

が中止になりましたが、特に小中学生年代は心身の成長とともに知識や技術取得能力の範囲も広がるため、より高度な知識や技術の指導を受け続けることが重要となります。

そのためにも、継続的に事業を実施することが成果につながるため、今後は、プロチームや競技団体だけでなく、指定管理者とも連携を図りながら、実施種目を含め、次年度以降の開催に向けた調整を継続し、羽生市から未来のトップアスリート誕生を目指して、トップアスリート育成事業を推進していきます。

また、スポーツ指導者の育成についても、継続して実施することが成果につながるため、トップアスリート育成事業との連携により、著名な指導者等から直接的な指導を受ける機会を設けるなど、指導者の資質向上に努めます。

さらに、費用面で市単独開催が難しい「スポーツ少年団スタートコーチ養成講習会」を、近隣市との連携協力により共同開催する仕組みを整備するなど、新たな指導者の育成にも積極的に取り組んでいく必要があります。

4 学識経験者による意見書

羽生市教育員会事務点検評価員
埼玉純真短期大学
学長 藤田 利久

令和3年度（令和2年度事業対象） 羽生市教育委員会の事務事業に関する点検評価に対する意見

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に明け暮れた1年間だったといえます。このような状況下においても羽生市教育委員会は、確実に事業推進をしたものと考えています。

この令和2年度も「第2期羽生市教育振興基本計画」に掲げる“豊かな学びで 夢と希望が輝く 羽生の教育”の基本理念に基づき、羽生市教育委員会は“生涯を通して多様な学び（豊かな学び）で生きる力を育み、生涯を通して夢と希望が持てる（輝く）社会の実現を目指して”様々な事業に取り組んできました。

この基本理念を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって生きる力を育み、一人一人が生涯にわたって学び、楽しみ、心のゆとりや豊かさを感じることができる社会の実現を目指した施策の実施を目標としています。そこでは“「知・徳・体・コミュニケーション能力」を地域とともに育みます。”を基本方針として、次の5項目を基本目標に据え15の施策と37の取組を設定しています。

それら基本目標には「学校力（信頼される学校づくりの推進）」・「学力（確かな学力を育む特色ある教育の推進）」・「豊かな心と健やかな体（道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実）」・「地域力（生涯学習の推進と文化活動の活性化）」・「スポーツ（生涯スポーツの振興）」を掲げています。

この「羽生市教育振興基本計画」推進のためには、教育行政担当者だけではなく、「教育に関わるすべての人が、それぞれが担う役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して取り組む必要があります」とし、「市民参加・市民参画・市民協働」の重要性を述べています。さらにこれらの施策実施において、その進捗状況や効果などをPDCAマネジメントサイクルにより検証し実行しています。

このようなことから羽生市教育委員会主導のもと家庭と学校、そして地域がそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら積極的な事業遂行に取り組んだものと評価できます。多岐にわたる事業全体のスムーズな運営を促し、それぞれの部門が有機的な連携で支えあったことと感じられ、たいへん素晴らしい事業遂行であり、「令和2

年度羽生市教育委員会グランドデザイン」や「令和2年度羽生市学力向上グランドデザイン」「羽生市教育委員会学力向上7」に掲げられた取組に十分な成果が得られたものと考えます。

これらの事業への取組と事務事業評価に関する「羽生市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告書」は、羽生市教育振興基本計画の基本目標に基づく施策それぞれに取組結果と課題、事務事業の点検と評価がなされています。



1. 「学校力」信頼される学校づくりの推進

これらの事業は、「教師力・学校力の向上」、「学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり」、「教育環境の整備・充実」、「安全・安心な学校づくり」の4項目です。これらについては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し取り組んだ事業、あるいは中止の決断した事業など、それぞれの取組において好判断の結果、成果を達成したと評価できます。

まず、「教師力・学校力」の向上については、すでに定着した「平成の田舎教師育成塾」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったものの、「羽生市小林秀三教育賞（優秀な教員表彰）」および「教育特別賞」表彰などで、ベテラン教職員と若手教職員ともに指導力の向上を図っています。さらに学校やグループ、個人へ研究委嘱を行いそれぞれ特色ある取組の研究発表を行うなどで、教職員の資質・能力の向上への取組により個々の教師力を高め、チーム力を高めることにより学校力の向上にも反映を図っています。また、これに留まらず人事評価の充実と活用も併せて実行していることは教職員の意識を高め、一層の指導力向上に役立つものと考えます。

さらに、指導主事による「100回訪問」なども多くの学校現場の状況をタイムリーにとらえ、指導主事同士の連携により学校への支援体制も十分に整えられ、的確で迅速な対応ができており、出張の見直しをはじめとする教職員の校務負担も軽減されていることも評価できます。また、新型コロナウイルス感染症対策のためにスクール・サポート・スタッフを配置し、教職員が教育活動に専念できるよう実施した対策も評価できます。この新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休校としていた間も、オン

ラインで動画などの配信をして補うなど学校ごとの学びの継続を図ったことで、児童生徒は学校再開後も滞りなく学校生活に復帰できたことは素晴らしい対応であったと思います。これも、これまで教職員に対してICT活用推進活動を地道に行ってきた成果だと評価します。今後もこれら優秀な教職員により、学校さらに児童生徒にとってより良い学びの場となるよう期待します。

「学校・家庭・地域の三者協働による学校づくり」では、コミュニティ・スクールとの位置づけで、保護者や住民を学校運営に参画してもらうことにより、地域と学校との連携強化を図っていることは評価できます。その理由は学校教育も現代社会において学校単独で成立するものではなく、教育現場情報の積極的公開を通して地域や家庭との密接な連携の下で行われることが重要だとされているからです。これらの取組を加速させ、特色ある学校づくりに重要な事業が「地域人材による学校支援事業」や「学校応援団」などです。このような地域との関わりの深さ、人的・知的財産活用の体験活動（今年度は新型コロナウイルス感染症で実施できず）や地域文化の継承や環境教育の充実などに結び付けていることは児童生徒の学習面・情緒面にも好影響を与えていると思われまふ。その結果、児童生徒が学力向上のみに偏ることなく、基本的な生活習慣を身につけた「良き市民」として、豊かな人間性を備えた人間育成にも大いに効果があるものと考えまふ。

次に「教育環境の整備・充実」においては、計画的な修繕や工事で施設・設備の改修も進み、児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、今後とも継続的にこれら屋内運動場の施設や設備の改修・修繕をはじめとする教育環境の整備と充実を計画通り実施していくとのことだす。この中でも重要項目のひとつとして「GIGAスクール構想の実現」に向けての校内ネットワークの整備と児童生徒1人1台の端末の整備があげられます。このことにより児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の推進に期待が持てまふ。この計画にも盛られているとおりに次代を見通した教育・学習環境づくりを今後とも引き続き継続していくことが重要だと考えまふ。学校教育においてICT活用教育が進行している現在、教職員1人に1台のパソコンがすでに整備されていますが、その活用の拡大と充実のためにもこの構想実現は待ち遠しい案件だす。一方で児童生徒への情報リテラシー教育と情報セキュリティ教育も重要とされる中、その前段階として教職員研修がすでに実施されていることは評価できます。さらに貸出用Wi-Fiルーター整備や遠隔授業実施可能な装置の整備も次代を見通していると評価できます。

また、近年、特に新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、家庭の様相が従前と急速に異なつてきており、就学援助費など児童生徒の就学に対する支援の充実も、さらに重要な案件となると予想されます。この制度の周知に、文書や市ホームページ・市広報掲載など広く広報を行ったことは評価できます。これらについては就学援助費や特別支援教育就学奨励費などの支給、学校休業中の給食費相当額支給なども、「安

全・安心な学校づくり」の一環で、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応が取られていると考えます。

「安全・安心な学校づくり」においては、現在では自然災害のみならず人的災害も増加の傾向にあります。これもやはり地域ぐるみの安全体制の整備が重要だと考えられます。ここでもスクールガード・リーダーや学校応援団（地域安全ボランティア）などとの連携を密にした防犯体制を確立し、早期発見・早期対応を実現していることも評価できると思います。児童生徒の安全・安心のためには日ごろからの地域との密接な連携が大いに役立っていることと考えます。「見守りボランティア」など羽生市だからできる地域ぐるみのこのような取組は、今後とも継続・拡大させていただきたいものです。特に新型コロナウイルス感染症対策でも消毒・マスク・体温計・防護シートなどの配布を迅速に行い、感染拡大を未然に防いだことも安全対策体制の十分さを証明するものと評価できます。

2. 「学力」 確かな学力を育む特色ある教育の推進

「確かな学力を育む学校教育の推進」では、未来を「生き抜く力」を育むために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康・体力」、「コミュニケーション力」を身につけるといった特色ある教育を展開・推進したとあるように、コロナ禍の中でも教職員が特色ある教育展開に向けて活動し続けていることは評価に値します。このことは「羽生市学力アップテスト」では各学校の実態を把握し、課題を明確にしたうえで、児童生徒の課題を探り、「学び残しゼロ」課題解決に取り組んだこととして成果を残しています。

また、国際化に対応できる人材育成を目指しての外国語教育の充実を図るため、小・中学校全校にALTを常駐させるとともに、市内小学校の6年生を対象とした“GTEC Junior 2”では、効果検証を行った英語4技能での全国平均を上回る最上位のグレードを獲得したことに表れています。また今回の新型コロナウイルス感染症拡大予防のために予定された研究発表も延期せざるを得ない中、限定的活動であったものの英語村「友・遊プラザ」の取組は、英語教育に対する積極的な姿勢を示しています。これとともに「GIGAスクール構想」や「プレゼンテーション能力育成事業」も児童や生徒の将来のキャリアに役立つことであると確信します。

キャリア教育では「キャリアパスポート」導入への具体的な工夫や改善を検討するなど新たな取組が進められ、これにより児童生徒の発達段階を踏まえたキャリア教育の推進が図れると考えます。同時に、小中一貫教育や高等学校・大学との学校種を越えた連携は系統的なキャリア教育の第一歩と考えられます。特に義務教育期間の9年間において「知・徳・体・コミュニケーション能力」の育成を目指すことにとどまらず、さらに拡大され、保・幼・小・中・高・大・地域と互いの連携と交流を深め、児童生徒のみならず教職員、さらには地域の人々との交流も活発なものとなれば、羽生

市独自の特色ある教育が見えてくると思われます。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響でこれらの多くの取組を中止せざるを得ませんでした。特記すべきは「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針（案）」が作成され、今後、コロナ禍の影響で延期せざるを得なかった地区説明会開催及び基本方針策定に向けての取組は評価できます。

3. 「豊かな心と健やかな体」道徳・人権教育の推進と食育・健康教育の充実

「豊かな心」の教育に必要な「特別の教科 道徳」の授業の質向上のため、先行事例の成果をもとに道徳授業の工夫と改善を図り、道徳全体の質向上を目指すとともに、地元伝統産業の体験学習で郷土を愛する心の育成を務めていることは評価できます。しかし、道徳の授業における「質とは何か」「質の向上や充実とは」などをどのように具体化できるかに課題があるように思われます。

これらを推進するための地道な活動としての読書にも力を入れ、「ビブリオバトル」などで読書にとどまらず、スピーチ力やコミュニケーション力向上を目指していることも評価できます。また、児童一人一人が自ら判断し、目標を定め、実現に努めるといった生徒指導の推進は、深い信頼感と生徒理解に基づいたものであり、素晴らしいことだと考えます。このように学校と地域社会と関係諸機関との緊密な連携による社会総がかりでの健全育成活動も羽生市の特色だと言えるかもしれません。新型コロナウイルス感染症により学校行事も多くが中止となる中で、代替行事の実施などで教育活動にそれほどの支障をきたすことなく、同時に児童生徒の心のケアにも努めたことも評価できます。このような一連の取組により羽生の児童生徒は郷土愛や豊かな心が育っているとも感じます。

この延長線上にある「人権教育」は、子どもから高齢者まですべての市民が人権教育推進への理解を深め、人権尊重の精神を培うために羽生市人権教育推進協議会とも連携し、コロナ禍の中でも十分な対策を講じながら組織的・計画的・継続的に積極的な事業が展開されています。確かにコロナ禍の影響で市民対象の研修会などいくつかは中止となりましたが、その中で羽生市職員と教職員を対象とした人権教育研修会はオンラインで行い、指導者育成に取り組んだことは評価できます。

また、参加体験型学習の推進の実践的な教育研究活動は中止せざるを得なかったものの、人権意識高揚を図るための「集会所学級事業」は新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら実施されています。このように学校における人権尊重の教育にとどまらず、市内の集会所を拠点に市民を含めた啓発活動や、市民に広く人権について理解と認識を高めるための研修会の実施など、継続的かつ積極的に行っているこれらの事業とその成果は十分に評価できると考えます。

さらに、「インクルーシブ教育システムの構築による教育の推進」活動として、新型コロナウイルス感染症予防のためいくつかの研修などは実施できませんでしたが、

特別な支援を必要とする児童生徒や成人に対する、より良い支援の推進のため、教職員の専門性と指導力向上、そして介助員の資質向上のため研修も実施しています。これに並行し、臨床心理士による巡回訪問でアセスメントに基づいた個々に応じた支援を図り、必要に応じて保護者面談も実施し、保護者のニーズに応じてWISC検査も増やすなど支援体制の充実に努めています。さらに個別に教育的ニーズや合理的配慮に応えるために特別支援学級を小学校に新設するなど、その仕組みも整えていることなども、大いに評価できます。

また「食育・健康教育の推進」では、「安心・安全な学校給食の推進」のために、地元食材を優先的に使用した栄養バランスのとれた、さらにアレルギーにも配慮をした安全・安心な給食となるよう心配りをし、栄養豊かな食事提供だけにとどまらず、美味しさも追求するため、令和2年度は中止となりましたが、一般市民による試食会も実施しています。さらに国際理解のためにも国際姉妹都市のフィリピンやベルギー料理をはじめ、様々な献立に触れることができるように多様な給食を提供するようになるなどの配慮もされています。これらに対応するためにスチームコンベクション導入など調理方法に幅が広がるように調理器具の更新や修繕にも配慮しています。この食育が健康教育と並行して推進されていることは、次代を担う児童生徒の心身の健全な発達に重要な要件であると考えます。これらの取組は、児童生徒のみならず保護者から市民へと広がり、地域社会も共に考える「食文化教育・健康教育の推進」につながっていくと思われまます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への取組とともに評価できるものと考えます。

4. 「地域力」生涯学習の推進と文化活動の活性化

羽生市民のための生涯学習への取組として公民館などを拠点に生涯学習機会の充実が図られています。羽生市では「生涯学習出前講座」や「羽生市民講師登録制度」「ふるさと歴史講座」など地域住民との協働による世代間を超えた交流事業をはじめ、それぞれに地域の特性を生かした生涯学習の推進と充実へ向けて活動をしています。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年行われてきた「子ども大学はにゅう」や「高校生インストラクター講座」「むじなもん学寮」をはじめ、多くの行事を中止せざるを得ませんでした。これらの事業は子どもたちが自らの体験を通して協調性・自主性・リーダーシップを学び、「学ぶ力」や「生きる力」を育む事業ですので、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、安全で安心な実施方法の検討に取り組んでいることにも期待が持てます。そのためにも利用者の安全第一を考え、計画案に基づき公民館の工事・修繕を行うとともに非接触型の体温計や空調設備の設置など、生涯教育の取組への環境整備が推進されましたことは評価できます。

この生涯学習事業と文化活動事業の発展、活性化のために地域の特色を活かした独

自色を持つ事業も多く展開されています。その中の「岩瀬グローバルタウン英会話講座」や「生涯学習出前講座」も、新型コロナウイルス感染症対策を万全にした上で地域住民に向けての継続的活動を展開したことも生涯学習への意識の高さを示すものだと考えます。さらに「羽生市市民講師登録制度」も特色のひとつで、受講者自らが、これまでに習得した知識やスキルを市民対象の講座で講師やリーダーとして担当することができるのは、市民個々の生きがいを確かなものとする活躍の場となっています。

「家庭教育支援の充実」では、地域教育資源との協働による家庭教育支援事業の継続的取組をしていることは素晴らしいことです。その例として「親としての役を学ぶ」講座の開設や親同士の仲間づくり支援などから「親の学習講座」を開催するなど、親としての役割を認識することから、子育てしやすい環境づくりの推進もなされています。また、今年度は中止せざるを得なかった「放課後子ども教室」などでは、新しい生活様式の中で、学年の異なる子どもたちの学習交流による児童の社会性や自主性、創造性養成事業の推進も継続的に取り組まれています。

このことが、現在、大きな社会問題となりつつある「家庭や地域の教育力変化」に伴う青少年の規範意識の低下を止め、浮上させる大きな効果となると考えられます。この規範意識低下傾向を止めるために、青少年が自ら「生きる力」を育み、地域で子どもを育成するための仕組みづくりを、市民や各団体とともに取り組む青少年健全育成の成果は大いに期待が持てます。このように新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、多くの事業の中止を余儀なくされる中、羽生市成人式が、「新成人の門出を祝福するとともに、将来の幸福を記念する日」として開催されたことは新成人に希望を持たせ、自覚を持たせる良い判断であったと評価できます。これら一連のことを通して、家庭教育の重要性を認識するとともに、家庭・学校・地域が一体となって安心して子育てができる環境づくりの推進は大いに期待できます。これと呼応するように「羽生市青少年育成市民会議」では子どもたちが安全・安心に登下校ができるように「子どもを守る110番表示板」設置なども進められてきています。

地域に関心を持ち、地域を愛する心を育てる「文化財の保護・活用と文化芸術の推進」では、令和2年に策定された「羽生市文化芸術振興計画」に基づき、文化芸術に関する施策を総合的・計画的に推進しています。この文化活動支援のひとつに文化活動の拠点である「産業文化ホール」の空調設備の改修などから、指定管理者による効果的な施設運営など、文化活動の取り組める環境づくりを「市民のため」の考えで、推進していることが挙げられます。

また、郷土資料館活動の推進や文化財に対する保護意識の向上を目指しての事業では「埋蔵文化財確認調査」をはじめとし、「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」の「野生復帰」活動と保全や埼玉県史跡指定の「永明寺古墳」の保全活動も継続的に行われています。これとともに、文化財や地域の歴史への理解や知識を深めるために継続的に開催され

てきた「羽生学講座」は今年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止となったものの、今後の継続には大いに期待ができます。

市立図書館では、各年代に応じた市民ニーズと社会変化に即した仕事や暮らしに役立つ図書館資料の収集・提供と共に視聴覚資料の充実を図っています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、臨時休館を余儀なくされ、多くの事業が中止となった状況下でも、安全・安心に利用提供ができるように「読み聞かせ講座」などのオンライン配信サービスやセット貸し出しの「お楽しみ袋」も試みていました。

「郷土資料館」でも企画展の中止をせざるを得ない中、代替展示や動画を配信し、これらを羽生市ホームページに公開するなど、支障をきたさないような工夫を凝らしていました。

未来は青少年の健全育成を抜きにしては考えられません。そのためにも幼児期より地元に興味と関心、愛着を抱かせる郷土愛や人を愛する心、物事をきちんと捉え考えられる力などを保障する教養の醸成が重要であると言われています。羽生市で継続的に実施されている文化財の保護や文化芸術の推進活動、図書館郷土資料館の活用等は、高齢者にとどまらず子どもたちの学びと生活を豊かにするための重要な場（機会）として位置づけられ、充実をみせています。

5. 「スポーツ」生涯スポーツの振興

市民の健康づくりは活気ある羽生市を創るためにも重要な要件のひとつです。羽生市民にスポーツ・レクリエーションの機会を提供し、スポーツに親しめる環境づくりの主要拠点のひとつである羽生市体育館は指定管理者制度を導入し、だれでも、いつでも、いつまでも安心して快適に親しめる環境構築のために、設備やサービスの充実も図られました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、休館や利用制限もせざるを得ない期間もありましたが、「ムジナもん体操」の動画配信や「はにゆう筋力UP！体操」の考案にも取り組み、市民の誰もが、いつでも、どこでも、参加できる運動機会を提供し、コロナ禍で在宅時間が増えた市民の「おうち時間」の有効活用と運動不足解消にも取り組みました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に合わせた協力体制も図り、採火式開催の準備のための連携を強化するとともに、市民体育祭やマラソン大会なども新しい形で事業展開するための基礎作りを始めています。

さらには、スポーツ・レクリエーション団体と優秀なスポーツ選手の育成のため、これらの団体への活動支援も行うことに合わせ、これまでの市主催事業も各団体事業として移行することで民間活動を活性化させる新たな支援策に取り掛かっています。しかしながら、令和2年度は開催予定の多くの事業が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。特に近年は少年スポーツへの加入者が減少傾向の中、少年スポーツの意義を認識し、支援の継続による地域スポーツ活性化への検討も始めて

います。

これらに満足することなく、各スポーツ・レクリエーション団体の自主的な運営ができるよう補助するなど活動を支援し、市民の体力づくりの機会を充実させています。また、年齢を問わないスポーツの裾野を広げるためにも、今後も積極的かつ継続的な活動が重要ですが、これらとともに、より高いレベルを目指す青少年のために「トップアスリートの育成」などで、将来を見据えたアスリート育成の支援も重要と考えた事業が計画されていました。令和2年度はその多くの大会などの事業が中止となりましたが、その間でも十分に事業への推進がなされております。

総 評

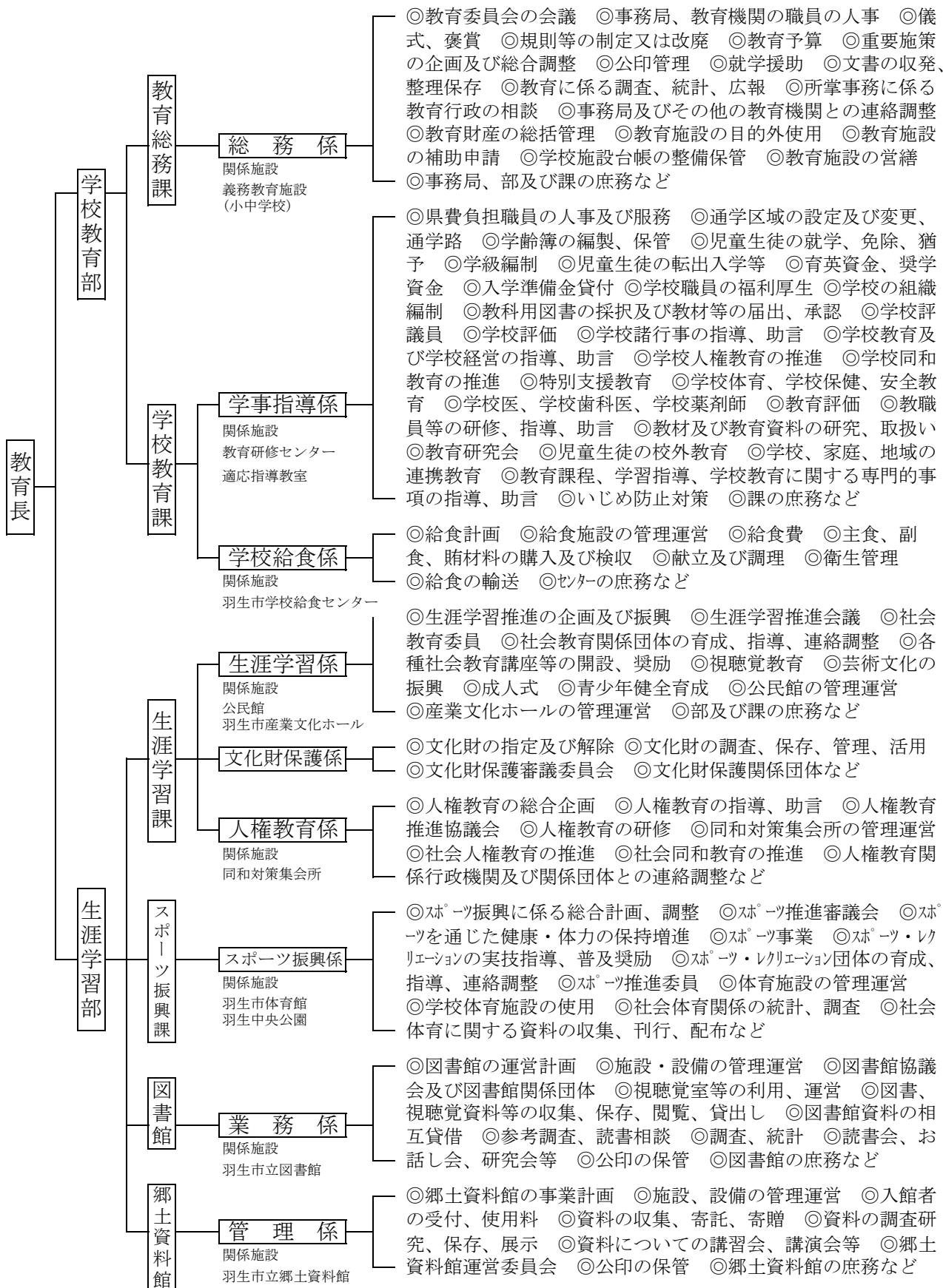
令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、「3密」を避ける意味からも、多くの事業が変更や中止をせざるを得ませんでした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症収束後の対策も視野に入れた取組が、それぞれの領域でなされていたことは高く評価できます。

羽生市教育委員会が策定した「羽生市教育振興基本計画」に基づいた教育推進事業は、これら基本目標の5領域にわたる各事業実施状況から、計画変更に迫られながらも順調に進んでいるとともに、羽生市教育委員会の事務事業の取組に対しての点検と評価も適切になされていると考えます。

報告書にあるとおり教育推進事業は、今後の新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた形で順調に進んでいるものの、急激に変化する現代社会に生き抜く力の養成のためには、今後も時代を先取りした多くの事業を考えていかなければならないとも感じています。AIをはじめとする教育機器の導入による教育方法や内容などの変化から、子どもを取り巻く社会・家庭環境の変化、少子化に伴う多様化・複雑化が進むとともに、学級減、学校の統廃合などを前向きに見据えた今後5年後、10年後さらに20年後への計画や事業推進が必要となってくると考えられます。これら今回の新型コロナウイルス感染症の体験から、教育にも大きな変化に対する対応を求められてくると思われまます。現在は、それほど大きな規模でない羽生市だからこそできる市民一体となった教育を期待しています。

5 資料編

1 教育委員会の機構と事務分掌

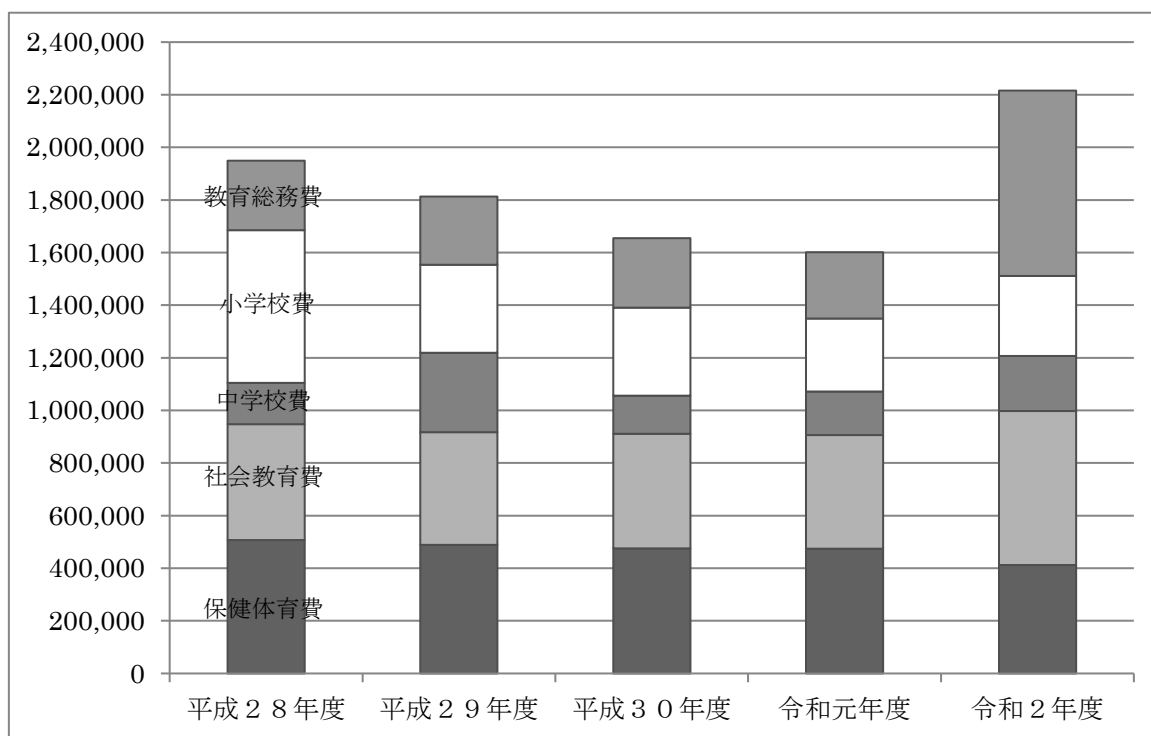


2 教育費決算額の推移（費目別）

（単位：千円）

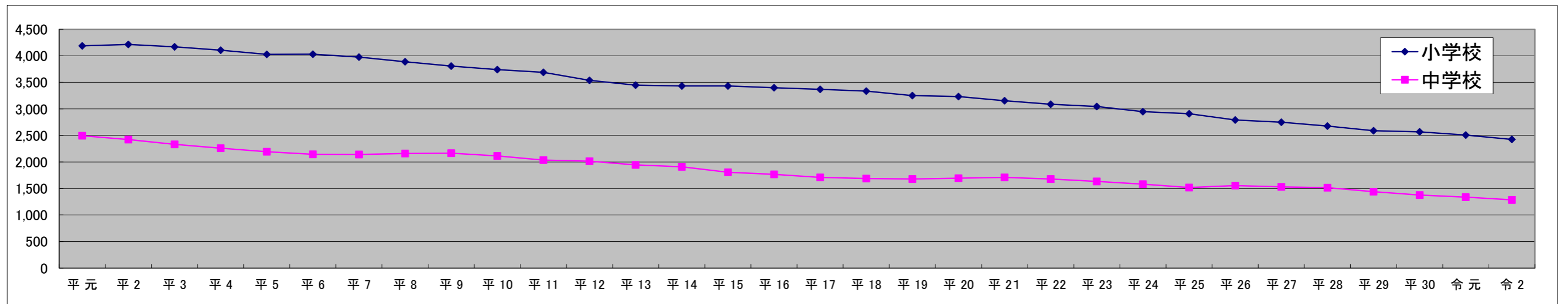
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教育総務費	264,151	259,639	263,794	252,488	705,007
小学校費	579,510	334,766	335,329	276,985	303,332
中学校費	157,965	301,137	144,395	165,645	209,323
社会教育費	439,760	428,361	435,913	431,483	585,438
保健体育費	507,423	489,265	475,484	474,604	412,488
合計	1,948,809	1,813,168	1,654,915	1,601,205	2,215,588

（単位：千円）



3 児童・生徒数の推移

	平元	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2
羽生北小	682	686	661	648	643	654	665	643	625	629	643	601	571	564	564	565	550	557	571	578	570	577	549	542	512	475	456	413	395	378	352	340
羽生南小	764	771	779	777	762	758	726	730	732	721	676	641	638	630	625	626	639	610	559	541	529	485	480	452	429	418	400	383	347	332	328	315
新郷第一小	346	355	337	330	315	335	332	318	303	283	258	239	209	203	193	178	190	179	177	180	175	175	157	163	161	149	157	151	149	141	138	146
新郷第二小	77	74	77	80	89	85	97	102	99	95	89	101	96	97	97	91	92	81	97	96	95	85	93	92	106	108	118	129	121	133	129	134
須影小	318	296	323	307	303	306	332	323	322	340	355	349	339	344	334	325	324	342	325	330	343	346	348	329	330	309	301	298	301	312	313	303
岩瀬小	385	423	428	423	423	429	403	362	339	307	300	269	255	251	255	253	258	266	269	271	269	280	278	267	271	260	267	288	311	326	338	341
川俣小	257	260	276	294	278	292	275	278	266	267	269	261	269	258	259	241	229	209	183	169	154	148	139	144	135	137	125	116	110	107	108	87
井泉小	462	453	456	429	430	404	396	391	382	389	392	395	383	371	375	375	357	359	365	368	368	382	400	386	392	389	378	362	341	349	333	304
手子林小	454	461	427	428	406	405	415	429	445	438	452	440	439	459	478	494	485	496	479	483	446	428	416	396	396	379	383	372	361	335	323	320
三田ヶ谷小	266	256	246	236	222	215	196	185	170	155	145	137	138	138	137	142	141	144	139	140	134	120	122	120	123	116	112	116	105	103	86	76
村君小	176	179	160	154	156	146	139	128	122	117	109	105	111	117	114	109	103	92	86	76	71	61	62	58	53	50	51	47	46	50	59	58
小学校計	4,187	4,214	4,170	4,106	4,027	4,029	3,976	3,889	3,805	3,741	3,688	3,538	3,448	3,432	3,431	3,399	3,368	3,335	3,250	3,232	3,154	3,087	3,044	2,949	2,908	2,790	2,748	2,675	2,587	2,566	2,507	2,424
西中	941	913	887	822	788	752	767	779	801	778	730	738	710	723	656	635	603	594	563	553	575	546	538	502	509	505	514	520	469	466	406	414
南中	817	780	723	710	691	693	687	699	712	706	693	671	662	638	615	597	563	555	568	599	571	560	554	561	523	530	523	509	504	462	469	438
東中	736	730	721	727	713	698	687	681	652	631	612	604	571	547	535	533	544	539	548	541	564	572	542	519	485	521	494	486	466	447	462	434
中学校計	2,494	2,423	2,331	2,259	2,192	2,143	2,141	2,159	2,165	2,115	2,035	2,013	1,943	1,908	1,806	1,765	1,710	1,688	1,679	1,693	1,710	1,678	1,634	1,582	1,517	1,556	1,531	1,515	1,439	1,375	1,337	1,286
合計	6,681	6,637	6,501	6,365	6,219	6,172	6,117	6,048	5,970	5,856	5,723	5,551	5,391	5,340	5,237	5,164	5,078	5,023	4,929	4,925	4,864	4,765	4,678	4,531	4,425	4,346	4,279	4,190	4,026	3,941	3,844	3,710



6 おわりに

羽生市教育委員会は、第2期羽生市教育振興基本計画における基本理念「豊かな学びで 夢と希望が輝く 羽生の教育」の実現に向け、様々な事業を展開してまいりました。

これらの事務・事業の点検及び評価に当たりましては、羽生市教育委員会事務点検評価員として、埼玉純真短期大学学長 藤田利久 氏にご意見をいただき、的確な評価ができるよう努めました。

本点検評価は、マネジメントにおけるPDCAサイクルのC（チェック：評価）にあたります。このCを今後の事業のA（アクション：改善・更新）に生かし、向上させていくことが、効率的な教育行政の推進と、学校教育や生涯学習の充実につながると考えます。

今回の点検評価の結果を、市議会をはじめ広く市民の皆様に報告・公表することにより、市民の皆様のご意見をいただきながら今後の教育行政を市民協働の事業として一層推進してまいります。



豊かな学びで

夢と希望が輝く

羽生の教育